

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	6	担当課	健康増進課
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令	根拠条項	第6条	許認可等の 内 容	被爆者健康手帳の再交付	
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号) (被爆者健康手帳の再交付) 第六条 都道府県知事は、被爆者健康手帳を破り、汚し、又は失った者から被爆者健康手帳の再交付の申請があったときは、被爆者健康手帳を交付しなければならない。</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (手帳の再交付の申請) 第七条の二 被爆者は、被爆者健康手帳を破り、汚し、又は失ったときは、居住地(居住地を有しないときは、その現所在地)の都道府県知事(国内に居住地及び現所在地を有しない場合にあつては、令第四条の規定による届出を行った都道府県知事。第三項及び次条において同じ。)に再交付を申請することができる。</p> <p>2 被爆者健康手帳を破り、又は汚した被爆者が前項の申請をする場合には、申請書に、その被爆者健康手帳を添えなければならない。</p> <p>3 被爆者は、被爆者健康手帳の再交付を受けた後、失った被爆者健康手帳を発見したときは、速やかに、これを居住地(居住地を有しないときは、その現所在地)の都道府県知事に返還しなければならない。</p>						